

第2章 公園経営のあり方

1 基本理念

名古屋市では、戦前から大規模な公園緑地を配置して、まとまりのある緑を確保してきました。また、戦後は、土地区画整理事業など市民の協力によって多くの公園という資産が生み出されてきました。この結果、市内には 1,410 か所、1,248ha（平成 23 年 4 月 1 日現在）の都市公園が設置されており、市民生活を支える重要な環境インフラとなっています。

これまでも名古屋市の公園は、市民の休養や余暇活動、スポーツレクリエーションなど、日常生活の中で利用され、環境面、防災面でも安全な暮らしを支える重要な社会資本としての役割を果たしてきました。社会情勢が大きく変化し、精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する成熟社会の実現が求められる中でも、公園管理の実態は、自由で活発な公園の利活用よりも規制管理の方向性が強く、公園利用者のニーズや価値観とのかい離が見られます。

このため、今後は、従来からの公園に求められる様々な機能をより一層発揮させていくことに加え、公園を「市民の重要な資産」としてとらえ、新たな資産運用の方策に取り組むなど市民全体の利益につながるように、「管理する資産」から「経営する資産」へと管理運営のあり方を大きく変革していく「公園経営」を推進していきます。

名古屋市では、公園経営を「利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入など、公園の利活用重視の発想により公園の経営資源を最大限に活用していく新たな管理運営の考え方」と定義し、市民・事業者・行政のパートナーシップという原動力を生かして公園経営を具体的に進めるため、公園経営の「基本理念」と「推進の目標」を次のように定めます。

【基本理念】

公園から美しく魅力輝く名古屋を創造する

～利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップ～

【推進の目標】

- ①おもてなしのサービスを具体化し、公園利用の楽しさと喜びを増やす。
- ②公園という資産の可能性を引き出し「名古屋」の都市ブランド力を向上させる。
- ③地域のコミュニティ、美しい景観、自然の恵みを育むパートナーシップを広げる。

2 めざす公園像

基本理念を踏まえて名古屋市の「めざす公園像」を、以下の通り示します。

公園像1 人々をつなぐ公園

公園像2 名古屋の誇りとなる公園

公園像3 人と自然が共生する公園

公園像1 人々をつなぐ公園

公園は、日常の遊びやレクリエーション、散策、休養、災害時の避難場所などの利用に加え、地域住民が多様なコミュニティ活動を営む拠点であり、地域の祭りや様々な催しに活用されてきました。また、名古屋市の公園では、公園愛護会、緑のパートナー制度、オアシスの森づくり事業など、市民が参画して公園を管理する活動も長年にわたり継続されています。

しかし、少子高齢化、ライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化、公園利用者のニーズとのかい離などを背景に、公園は必ずしも市民の暮らしに十分生かされなくなっています。

今後は、地域社会が求める多様なニーズに応じて、市民・事業者・行政の協働により、共に公園の利活用に取り組み、満足度の高い公園サービスを実現していきます。人と人がつながり、楽しさと愛着を実感できる地域の庭のような公園をめざし、市民・事業者のニーズ、アイデアの活用や、地域の主体的な活動の促進を、それぞれの地域や公園の特性に応じて柔軟に進めていきます。



公園像 2 名古屋の誇りとなる公園

公園は、道路や河川、文化財などの公共財であるとともに、都市の風格づくりやイメージアップ、観光振興などに資するものであり、都市の印象や個性を表す都市の顔としての役割があります。

世界有数の都市の多くでは、そのまちを代表する公園が、市民や内外からの観光客をひきつけ、その都市固有の魅力として存在しています。名古屋市においても、主要な公園である久屋大通公園や名城公園、東山公園などは、交通の便が良い立地に広い空間を持ち、テレビ塔や名古屋城、動植物園といった特色ある施設を有していますが、人々が豊かな時間を過ごせるような雰囲気や、名古屋の誇りとして観光客にアピールできる個性が不足しており、公園の資産に磨きを掛けていく必要があります。

今後は、名古屋独自の歴史や文化、風土、伝統、祭り、イベントなど、まちの魅力を実感できる空間として、あるいは美しいまち並みを印象づける花と緑の空間として、名古屋市民だけでなく、日本中、世界中から名古屋を訪れるあらゆる人々に親しまれ、利用されるようにします。そして、名古屋の都市ブランド力を高め、世界に向けて輝く公園となることをめざします。



公園像3 人と自然が共生する公園

公園には、美しい緑の景観形成、多様な動植物の生息・生育空間や自然とのふれあいの場、ヒートアイランド現象の緩和など、安全で良好な都市環境を形成し、維持する役割があります。

名古屋市には、相生山緑地、猪高緑地など、まとまりのある樹林地を含む公園や、白川公園を始め都心に大規模なオープンスペースを提供している公園が数多くあります。生物多様性を支える重要な自然環境としての役割、また緑がもたらす様々な環境改善効果を、名古屋市ではこうした公園緑地で担っています。しかし、市民が自然環境の大切さを実感する機会は一部にとどまっています。

今後は、公園緑地の配置ネットワークを生かしながら、より一層、人と自然が共生する安全で良好な都市の環境基盤として、その役割を発揮させていきます。また、市民・事業者との協働を広げながら、自然とのふれあい活動や生物多様性に配慮した管理を進め、自然に恵まれた公園を市民の資産として生かしていきます。



3 公園経営の3つの視点

「めざす公園像」の実現に向けて、次の3つの視点を公園経営の原則として位置づけ、具体的な取り組みを推進していきます。

- 視点1 みんなが関わり、Win-Winの関係で進める公園経営
- 視点2 公園ごとの特色を育て、地域に生かす公園経営
- 視点3 取り組みの効果をつないで、新しい公園機能を生み出す公園経営

視点1 みんなが関わり、Win-Winの関係で進める公園経営

市民・事業者・行政のパートナーシップによって公園経営に取り組んでいくために、それぞれにとってメリットが感じられる「Win-Winの関係」を構築し、多様な参加機会を創出していきます。

公園は、市から市民に向けて一方的にサービスを提供するだけの場ではありません。公園経営には行政だけでなく市民や事業者など多様な主体が参画し、それぞれが持ち味を発揮していくことによって、地域の活性化や交流・文化の場として公園を活用することができます。このような観点から、市民・事業者・行政の参加、協働による公園経営を進めていきます。



■市民・事業者・行政の Win-Win の関係

視点2 公園ごとの特色を育て、地域に生かす公園経営

名古屋市には、鶴舞公園、戸田川緑地のように大きな公園から、身近にある街区公園のような小さな公園まで、様々な規模の公園があります。また、久屋大通公園のような都心の公園から、住宅地の中にある公園、相生山緑地のようなまとまりのある樹林地を含む自然豊かな公園まで、多様な立地特性があります。さらに、周辺の道路や河川、文化施設、学校教育施設等との関係性、地域の歴史や風土なども公園ごとに異なり、それらに応じて公園と地域コミュニティとのつながりや、公園利用者の特性、ニーズも異なります。

これまでの公園管理においても、公園ごとの特色はある程度考慮してきましたが、これからは、公園ごとの特色を、地域とのつながりやニーズを考慮しながら個性として育て、地域のまちづくりや魅力づくりに公園を生かしていきます。

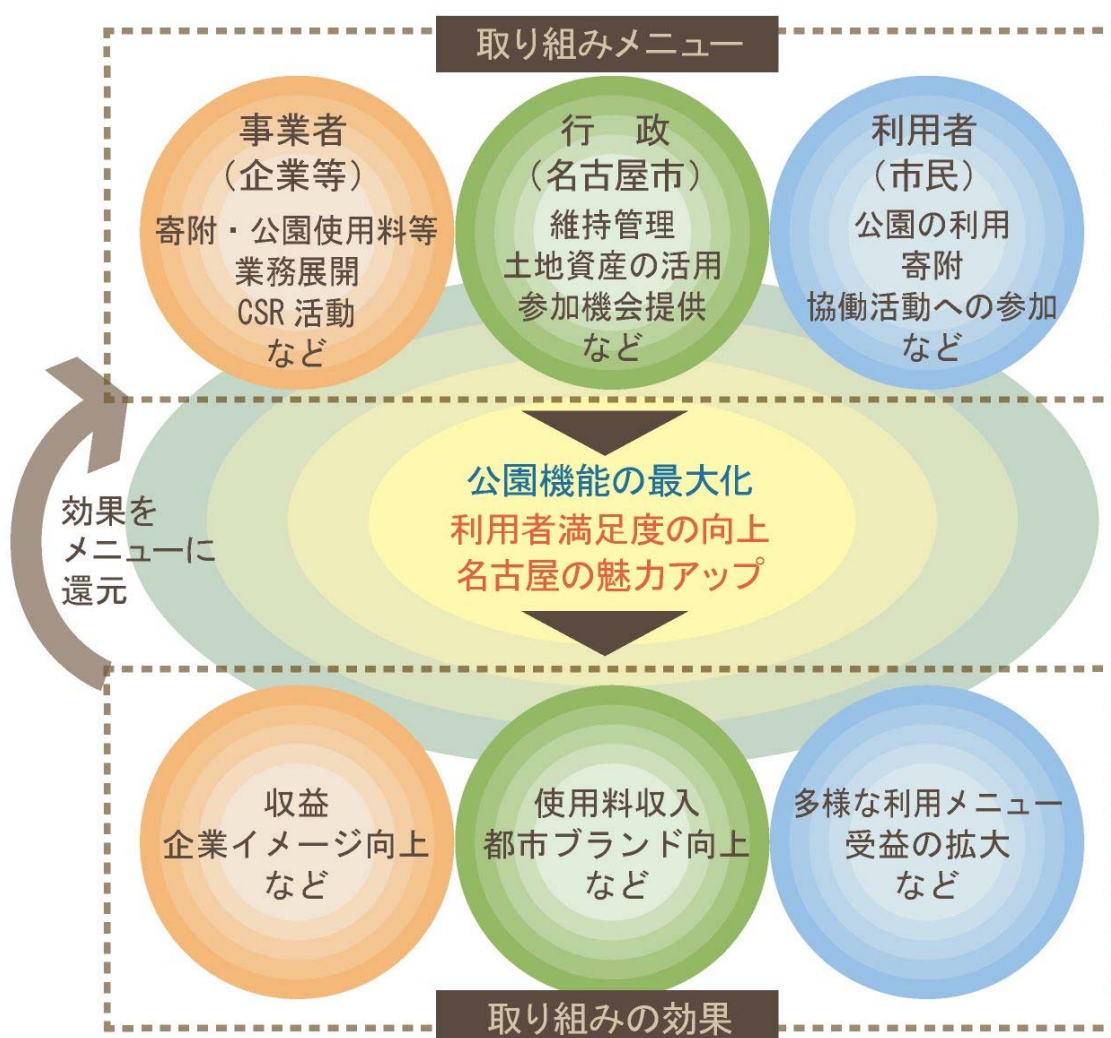


■公園の特性の整理（例）

視点3 取り組みの効果をつないで、新しい公園機能を生み出す公園経営

公園経営を通じて、市民・事業者との協働により、そのアイデア・発想を生かしながら、それぞれの公園にふさわしい取り組みを積み重ねていくことで、結果として新たな公園の機能（公園によってもたらされる様々なサービス）を生み出していきます。

また、一つひとつの取り組みの効果を次の取り組みの実施に結びつけるなど、全体としてつながりのある形で公園機能を成長させていくという考え方が大切です。特に、取り組みの効果として収益（対価）が期待できる場合には、その収益を利用者へのサービスとして還元することによって、利用者のさらなる増加や公園の魅力向上につなげていきます。



■取り組みメニューと効果のつながり

4 市民・事業者・行政の役割

公園経営を進めていく上で、市民・事業者・行政は次のような役割を果たしていくことが求められます。

○市民の役割

市民は、公園を自分たちの資産として関心を持ち、日々の暮らしの中で公園に親しみ、積極的な利活用を通じて地域への誇りと愛着を持つことが望めます。遊びや休養、スポーツなどライフスタイルに合わせて公園を利用し、楽しさと喜びを実感するほか、イベントやワークショップへの参加、愛護会活動や森づくり活動など、公園で展開される様々な取り組みに参加することで、公園の成長にも貢献していくことが期待されます。

○事業者の役割

事業者は、住民の一員として地域の公園に関心を持つとともに、ビジネスチャンスや社会貢献活動の機会として公園の利活用の可能性を検討し、質の高いサービスの提供者やまちづくり、公園づくりのサポーターとして公園経営の取り組みに参画することが求められます。また、祭りやイベントの開催、新たな魅力向上策の提案など、名古屋を活性化させる創造的な活動でも活躍することが望めます。

○行政（公園管理者）の役割

市は、都市公園法に基づく公園管理者として公園の整備、管理に努めることが求められます。その上で、公園経営を進めるために必要な体制の整備、規制緩和や民間の参入機会の確保など市民・事業者の参画に関する仕組みづくりを進めることが必要です。

さらに、まちや公園の魅力向上、利用者満足度の向上を図るため、地域や公園の特性、利用者ニーズに応じた管理運営の目標を設定し、事業の評価・見直し、改善に取り組む必要があります。